

子どもの医療費助成を「中学校3年生」まで拡大します！

町では、子育て支援と保護者の経済的負担の軽減を図るため、現在小学校6年生までの児童を対象として実施している医療費の助成を、10月1日から中学校3年生まで拡大して実施いたします。

助成を受けるには、保護者の方が医療機関の窓口で医療費をいったん支払った後に、必要なものを添付して町保健福祉課へ申請していただくこととなります。

対象医療費・助成額は？

- ・ 10月1日以降に中学生（神崎町に住所がある方）が受けた医療費で、健康保険の適用を受けたもの。
- ・ 医療機関の窓口で支払った医療費から、下記の自己負担額を控除した額を助成します。
- ・ また、支払った医療費に対して他制度より給付を受けた場合は、その額を控除します。

自己負担額

- ・ 通院 1回 200円
- ・ 入院 1日 200円
- ・ 調剤 自己負担なし



中学生の属する世帯全員の住民税が非課税または均等割のみ課税の場合は、自己負担はありません。

申請に必要なものは？

- (1) 中学生医療費助成金交付申請書（申請書は町保健福祉課にあります）
- (2) 印鑑
- (3) 医療内容の明細のある領収書（原本）
- (4) 中学生が加入している健康保険証の写し
- (5) 振込先口座の通帳の写し
- (6) 市町村民税の課税状況を証する書類（ただし、以前から神崎町に住んでいる人で、保健福祉課が課税状況の確認を行うことに承諾していただける人は省略できます。）
- (7) 支払った医療費に対し、他制度より給付を受けた場合はそれが証明できるもの

12月1日から「小学校3年生」まで受給券を発行します

平成22年12月1日から、千葉県の医療費助成事業の対象者が、「小学校就学前」から「小学校3年生」まで拡大されます。

これに伴い、小学校1年生～3年生のお子さんをお持ちの保護者へ、医療費助成受給券を発行します。この受給券を診察の際医療機関に提示することにより、自己負担額だけの支払で受診できます。（千葉県内の医療機関に限ります。）

対象の保護者へは、10月下旬に受給券発行の申請書を郵送しますので、期限までに保健福祉課へ申請して下さい。

問い合わせ先 神崎町保健福祉課 保健係

TEL 0478(72)1603